

第2部 重点課題への対応

第3章 豊かさを実感できる多様な国民生活の実現

- (1) 豊かな国民生活の実現に向け、今や現行の経済社会システムや国民意識を変えることを通じて経済力を有効に活用し、新たな生活の質的向上を実現すべき時期に至っている。このため、経済成長の成果が国民生活の質的向上に的確に反映され、より少ないコストでより多くの豊かさが享受できるような経済社会システムの形成を図る。また、地価の高騰や税負担等の面での不平等感、不公平感の増大に対応して、社会全体としての公平・公正の確保を図る。
- (2) 計画期間における国民生活充実の基本的目標は、豊かさを実感でき、安全かつ多様で創造的な国民生活を実現することである。このため、相対的に立ち遅れている居住水準や生活環境面の充実を図るとともに、労働時間の短縮、消費生活の充実等によって物質的にも精神的にもゆとりがあり文化的創造性に満ちた生活を形成する。また、画一性・同質性重視の姿勢から創造性・多様性尊重への転換が必要であり、個人や企業の選択や活動の自由度を大幅に拡大するため、規制緩和に加え、各種制度の多様化・弾力化を図る。

第1節 土地対策の推進と住生活の充実

住生活の充実とは、豊かさゆとりを実感できる国民生活を築く上で最大の課題である。またそれは、新たな消費機会の拡大や老後生活の安心等にもつながる。

このため、資源や資金の配分を居住分野へ特に重点的に行い、良質な住宅の蓄積と安全で良好な居住環境の整備を推進することにより、居住水準の向上を図る。特に、最近の東京を中心とする地価高騰にかんがみ、東京圏においては勤労者がそれぞれの年齢、世帯構成等の変化に応じて所得等に見合う価格で通勤可能なところに良質な住宅を確保する方向を目指して適正な地価の形成に資する対策を強力に推進するとともに、住宅対策の充実を図る。

1. 土地対策の推進

適正な住宅地価格の形成の観点から、今後とも土地取引の適正化を推進するとともに、以下の諸点について計画的な土地利用にも配慮しつつ、早急に検討を進め、思い切った土地対策を強力に推進する。

- ① 都心部及びその周辺部においては、高層化による土地の高度利用等が重要であり、住宅についても集合住宅に重点を置いた施策を推進する。
- ② 国公有地の活用にあたっては、公園、緑地等生活環境施設の整備等に配慮しつつ、適地においては公的主体による良質な住宅建設等を推進する。
- ③ 良質な新市街地の計画的開発において、宅地開発と関連公共施設の整備、交通の利便性の確保等を一体的、広域的に進めるため、必要な制度等の整備を行うとともに、計画立案、調整と推進を図るための広域的な取組体制等を整備する。
- ④ 東京等大都市地域の市街化区域内農地については、都市計画上、宅地化するものと保全するものとの区分の明確化を図り、保全すべき農地については、市街化調整区域への逆線引き又は生産緑地地区の指定を行うこととし、このため生産緑地地区制度の見直しを行う。これと一体として、宅地化すべき農地については、各種税制について、これら都市計画上の方策との関連において、見直す。
- ⑤ 企業等が保有する土地の有効活用を図るため、制度面の改善を含め低未利用地の活用を推進する。なお、これらの諸点のほか、土地保有課税の在り方等についても検討するとともに、多面的な観点から、借地・借家法の見直しを進め、早期に結論を得るよう努める。

2. 住宅対策の推進

- (1) 住宅の質的改善を図り、良質な住宅の蓄積を推進するため、土地対策の推進と併せて、以下のような住宅対策を強力に推進する。
- (2) 国民が、安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、適切な質の住宅確保を円滑にするための税、財政、金融等の施策の活用・充実を図る。
 - ① 公的住宅金融についての住宅需要の高度化、多様化等に対応した融資制度の充実など施策の充実を図る。
 - ② 一定規模以上の良質な貸家の建設の推進を図る。

③ 公営住宅、公団住宅等の公的住宅については、借地方式の活用、国公有地の活用等をも図りつつ、供給の推進を図る。

(3) 居住水準の向上を住替え等により効率的に進めるため、既存住宅の活用等を推進する。

① 増改築等リフォームを推進するため、総合的なリフォームの実施体制の整備を図る。

② 公共賃貸住宅、民間木賃住宅の建替え等を推進するとともに、分譲共同住宅の大規模修繕、建替えの円滑化のための条件整備を図る。

③ 住替えの円滑化を図るための流通機構の一層の整備を図るとともに、住宅性能の向上と価格の低廉化等を図るため、生産供給体制の合理化、規格化等の推進、住宅関連技術の開発、住宅性能保証制度の普及等を進める。

3. 快適な住生活の実現

(1) 高齢化、国際化、情報化、価値観の多様化等に伴い、多様な居住形態が発生し、住生活に対する選好も多様化、高度化しつつある。このような変化に対応した住生活の向上を支援するため、良好な住宅供給等に向けての各種条件整備を的確に実施する。

一方、所得水準の向上、自由時間の増加等に伴って、多様な精神的、文化的豊かさの要求が増大している。こうした中で、国民の選好も、住宅そのものの質の向上に加え、居住環境や景観に対する欲求水準も向上するなど、ゆとりと潤いが一層求められるようになってきている。また、人間らしい良好な生活環境の実現を図るため、各種公害等へ十分配慮することが必要である。

(2) 多様化、高度化する居住選好に対応するため、以下の施策の推進を図る。

① 個人の選好やそれぞれの年齢・世帯構成等の変化に応じた様々な需要に応えられるような条件整備の推進、耐久性、快適性、安全性等の向上を目指した高規格な住宅の供給、計画的な街づくりと住宅建設との一体的な実施、住民が主体的に共同して居住環境、コミュニティを形成する家づくり、街づくり等の手段の充実。

② 高齢者の安全性、快適性を考慮した住宅、生活関連社会資本や三世帯住宅等の整備、公的住宅等での隣居、近居の推進等、福祉政策と住宅政策との的確な連携。

- ③ 外国人居住者にも安全で快適な生活を可能にする環境整備。
- ④ 都会と地方のふれあいを求めて複数の住宅に居住するマルチハビテーションや自然体験学習の実施などに対応するための条件整備。

(3) 快適な住生活の実現のためには、個々の住宅の質的向上と併せて、地域の特性に応じた良好な景観の形成が必要である。このため、以下の施策を推進する。

- ① モデル的地区での重点的な景観の向上。
- ② 緑化、良質な水辺環境の整備、建物の壁面後退の誘導等、公共的空間における景観形成への一層の配慮。
- ③ 地区計画、建築協定等の積極的活用による景観形成への誘導。
- ④ 景観形成のための優れた屋外広告物の誘導。
- ⑤ 象徴的建造物等への夜間照明の推進等夜間における景観形成への配慮。
- ⑥ 公共建築物、道路、橋梁等公共デザインの向上。

(4) 人間らしい良好な生活空間の創出と回復を図る。このため、自然災害等に対する安全性の確保に努めるとともに、産業活動に起因する公害への対応のみならず、生活排水、近隣騒音、交通公害等の各種都市・生活型公害の防止に対し多角的な手法を講ずる。その際、地域冷暖房の推進等による環境に負荷を与えにくい都市システムの形成、環境教育による地域の自主的な環境保全活動の支援等に配慮する。また、各種化学物質等による新たな汚染への徹底した配慮が必要である。

さらに、歴史的環境の保全について配慮するとともに、自然とのふれあいに対する国民の要求の高まりに対応して、自然環境の保全を図りつつ、大都市圏の内湾、河川、湖沼における水辺や樹林地等の身近な自然との接触の回復及び森林等大自然との交流の拡大のための条件整備等を推進する。

第2節 労働時間の短縮と自由時間の充実

1. 労働時間の短縮

(1) 我が国の労働時間は欧米に比べて年間200～500時間長く、生活の豊かさを実感できない要因の一つとなっている。労働時間の短縮は、生活のゆとりを生み出し、多様性に富んだ創造的な国民生活の実現や、先進国としてよりふさわしい労働条

件の確保、内需の拡大の観点から、最も重要な課題の一つである。

このため、経済発展の成果を今後労働時間短縮にもより積極的に振り向ける。その際、労使の自主的努力に加えて、改正労働基準法の円滑な施行を図るとともに、中小・零細企業に対する指導・援助や企業の枠を越えた労使の取組の推進などの面で国も積極的に施策を展開する。

- (2) 労働時間短縮の推進に当たっては、完全週休二日制の普及を基本に、年次有給休暇の計画的付与・取得の促進、連続休暇の普及等による休日の増加及び所定外労働時間の短縮等に努める。また、フレックスタイム制など労働時間の弾力化により労働時間の短縮を図る。特に、公務員については、完全週休二日制への社会的気運を高めることに資するものでもあり、昭和63年度中に土曜閉庁方式を国の行政機関に導入し、できる限り均衡をとりつつ地方公共団体にも導入できるようにするとともに、業務の一層の効率化等を図りつつ、国民の合意を形成し、完全週休二日制を実現するよう努める。また、学校の週五日制については、国民の理解のもとに、できるだけ早期に実現するよう努める。

これらにより、おおむね計画期間中に週40時間労働制の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に、1800時間程度に向けできる限り短縮する。

2. 自由時間の充実

- (1) 今後、労働時間の短縮が積極的に推進されることにより、国民の自由時間は大幅に増大し、2000年には生涯時間の3割程度を占めることとなる。このような自由時間の拡大・充実は、国民生活にゆとりをもたらし、各個人が生涯にわたりその能力や個性を発揮していく上で極めて重要であるとともに、消費の拡大や勤労意欲の向上等を通じて活力ある経済社会の形成を図る上でも大きな意義を有している。

- (2) 今後増大する自由時間に対応して、労働、教育、住宅・社会資本整備、産業、地域振興、観光等各般の政策分野において、以下のような各種の施策を展開し、自由時間の充実を図る。

- ① 四季折々にある程度まとめて休暇を取得する制度や慣行の確立等を図る。
- ② 自由時間増大に対応した環境の整備や各種活動の指導にあたる人材等の養成等

の施策を推進する。

- ③ 国際親善の増進、外国文化に接する機会の拡充等に向けて、海外旅行等の促進を図るための各種施策を推進する。

第3節 物価構造の是正と消費生活の充実

1. 物価構造の是正

(1) 近年、物価は安定基調にあるものの、円高、原油安などの環境変化の中で、国民の物価に対する関心は、物価上昇率のみならず、国際的にみた我が国の価格水準へと広がってきている。今後の物価政策は、物価の安定に加え、内外価格差の縮小を目指した物価構造の是正を図っていく。

(2) 物価構造の是正を図るため、

- ① 内外価格差の縮小に大きな効果を持つことが期待される製品輸入については、市場アクセスの一層の改善、輸入品に関する情報提供等を進めることにより、その促進を図る。
- ② 公共料金について、国際的な観点からコスト構成等の検討をも行いつつ、一層の生産性向上に努めることによって、料金の適正化を図る。
- ③ 農産物については、第4章に示すように、農業の生産性の向上に努めるとともに、価格政策の見直し、輸入政策の適切な運用を図る。
- ④ 流通業における競争条件の整備を図るため、規制緩和を進めるとともに、返品・リベート制、流通系列化等の商取引慣行について、競争を阻害することのないよう引き続き調査・監視を行い、必要に応じて是正する。
- ⑤ 今後経済のサービス化が一層進展する中で、比重を高めていくサービスのより効率的な供給を図るため、金融、保険、対事業所サービス等を中心としたサービス分野において、情報・通信技術の活用等により生産性向上を促進する。

2. 消費生活の充実

(1) 国民の消費生活については、物質面での欲求はかなりの程度充足されてきたものの、価値観の変化や、生活面にも浸透してきた国際化の中で、ゆとりを持った、より個性的で多様性に富んだ消費生活が求められている。今後、こうした傾向を

促進していくことによって、時間的にも空間的にもこれまでとは異なる広がりをもった新たな消費生活の展開が期待される。このため、自由時間の増大に伴って生ずる新たな消費行動の展開を容易にするための基盤整備と、個性化・多様化する需要に対応した規制緩和等の条件整備を図る。

(2) 経済発展の成果を賃金と労働時間の短縮に積極的に配分するとともに、円高メリットの一層の実現による実質所得の増加を図ることにより、ゆとりある生活の基盤を形成する。

(3) 所得水準の上昇に伴って、消費は、生命や生活の維持という生きる手段としての消費から、精神的なゆとりや生きがいの充足を求めるという側面を強めてきている。特に、旅行、スポーツ、カルチャー教室等時間の有無が購入の意思決定に大きい影響力を持つ時間消費型消費に対する消費者の志向が高まってきており、その拡大のため、以下のような基礎条件の整備を図る。

① 今後需要の拡大の見込まれる長期滞在型リゾートについては、長期滞在者の多様な需要に対応したサービスを安価に提供できる形での開発を推進する。このため、民間事業者の能力に重点をおきつつ、関連公共施設の整備、財政金融上の措置、土地利用上の配慮等の促進措置を講ずる。

② 時間消費型消費関連サービスの施設利用が休日に集中することから生じている施設の混雑と高料金を軽減するため、年次有給休暇の取得等を促進する。

③ 時間消費型消費は、旅行、スポーツ等消費をするために移動を伴うものが多いことから、各種移動費用の低廉化が重要となる。このため、各種運賃の認可に当たっては、生産性の一層の向上努力を促すものとするように配慮する。また、各種割引運賃制度の導入・拡充を促進する。国際航空運賃については、方向別格差の是正を推進する。

(4) 個性化・多様化した消費者の需要に対応した供給構造の実現を図るため、消費者と生産者の結節点である流通業や物流業については、その一層の活性化を促進しサービスの向上に寄与する観点から、規制の見直しを進める。

(5) 情報化が進展する中で、事業者による個人情報適正な収集・利用が行われる

ことにより、消費生活の充実が図られるよう、個人情報保護のための施策を推進する。

- (6) 消費者教育の充実、情報提供機能の強化を図ることにより、消費者の選択能力を向上させ消費者の主体性の確立を図る。また、事業者責任として特に重要な安全性の確保及び被害救済についての自己責任の強化と、事業者の行動の自由の両立を図るため、総合的な消費者被害防止・救済の在り方を検討する。

第4章 産業構造調整の円滑化と地域経済社会の均衡ある発展

- (1) 円高、貿易摩擦、NICsの台頭、情報化等を背景として、産業構造調整が進みつつある。今後、農業やいわゆる重厚長大産業が相対的に縮小する一方、都市的な集積を活用した都市型産業の発展が見込まれる。製造業については、加工組立型の比率が上昇するため、欧米で見られたような製造業比率の低下が生じる可能性は低い。
- (2) 産業構造調整は、我が国経済を世界経済と調和する形に転換させるものであり、避けて通れない課題である。政府の産業構造調整に対する対応は、その変化の方向を押しとどめることのないよう、個別産業への介入を極力排除し、調整過程の摩擦緩和策に限るなど、市場原理を基本としたものとする。その際、新規産業の創出等を図り、円滑な構造調整に向けての環境整備に努める。
- (3) 産業構造調整は、都市型産業の発展を通じて東京圏への一極集中とその他の地域経済の停滞を強めるおそれがある。これを放置すると、我が国経済社会の均衡のとれた発展が阻害されるだけでなく、労働力需給の不適合による失業の発生などの問題が生じ、産業構造調整の推進自体が困難となる。このため、産業構造調整を円滑に進めるためにも地域経済の活性化のための政策を積極的に推進する。
- (4) 地域経済社会の均衡ある発展を実現するため、各地域における文化の多様性をいかしつつ、既存の経済・社会・文化等各種制度の在り方を地方イニシアティブを重視する方向で見直す。

第1節 産業構造調整の円滑化

産業構造調整を円滑に進めるため、国内面では各般の規制緩和を推進し、対外面でも対内直接投資の促進、市場アクセスの一層の改善等により市場における競争を促進する。これらに加え、以下の施策を推進する。

1. 新規産業の創出等

(1) 産業構造の調整過程で構造不況業種を中心に生じると予想される雇用面等での摩擦を緩和するため、技術革新・情報化の新しい成果をいかした新規産業の創出、企業の新分野への進出等を推進し、そこでの雇用吸収を推進することにより構造調整下における雇用の安定に十分努めつつ調整の円滑化を図る。

(2) 産業構造調整を高付加価値分野、高度技術分野等への転換により円滑に推進するためには、研究開発の果たす役割が大きい。このため、基礎的分野における研究開発の充実・強化等、各般の施策を推進する。また、大学等における若手研究者の創造的研究活動や国際交流を支援する。

(3) 産業構造の調整が円滑に進展するためには、我が国経済において大きな比重を占める中小企業自体の構造転換が重要な課題である。このため、中小企業が融合化等による新分野開拓、事業転換、国際化等の構造転換を進めることができるよう積極的に支援する。

また中小企業大学校等による人材養成、産学官の連携による技術力の強化、情報化の成果の活用、資金調達の円滑化等により中小企業の経営基盤の一層の充実に努める。さらに小規模企業については、きめ細かな経営指導等を通じその自律的發展を促進する。

2. 国際化時代にふさわしい農林水産業政策の推進

(1) 我が国農業については、生産者のみならず消費者、食品産業の立場にも十分配慮した政策の推進により、国際化時代にふさわしいものとすべきである。このため、今後、農業は、生産性向上、生産の高付加価値化を図るとともに、これと併せて適切な輸入政策により、内外価格差を縮小し、国民の納得が得られる価格水

準での食料の安定供給を基本とする。

- (2) 農業政策の推進に当たっては、産業政策的視点を重視し、経営者たる農業者の自主的判断が尊重され、その能力が最大限発揮される条件の整備を図る。
- (3) 米その他の主要農産物について、中長期的な需給見通しや生産コストの目標水準を策定し、地域の特性に応じた農業生産の展開を促すとともに、価格政策は、このような方向に即して需給の均衡や構造政策の推進等に資するよう制度・運営の改善を図る。食糧管理制度については、市場原理の良さがいかされるよう制度運営の弾力化を図るとともに、今後、基本的な制度の在り方の検討を急ぐ。
- (4) 土地利用型農業の規模拡大を加速するため、農地利用調整の強化、生産の組織化や大区画ほ場の形成等農業生産基盤の整備を推進する。また、農業後継者の育成や農外からの新規参入の促進、農村地域における雇用基盤の強化等に取り組む。
- (5) 国民の主食である米は今後とも国内自給を基本とする。その他の農産物については、国内生産の合理化・効率化を進めるとともに、当該品目の特性に配慮しつつ、GATTの動向等を踏まえ、国境調整措置は必要な限度にとどめ、市場アクセスの一層の改善を着実に進める。
- (6) 消費者の食料費支出の相当部分は加工・流通部門等が占めており、農業とともに、この分野の合理化・効率化にも積極的に取り組む。
- (7) 森林・林業については、多様な要請に応えるため、その多面的機能を重視し、生産の組織化、省力化等木材供給体制の強化を図るとともに、教育、レクリエーション等の場として森林の総合的利用を進める。また、森林が国民的資産であるとの観点に立って、国民一般からの拠出による基金をはじめ幅広い運動を進める。
- (8) 水産業については、国際的な200海里体制の定着の下で、我が国周辺水域の高度利用への新展開を目指し、漁場・漁港の総合的整備、適正な漁業管理等により「つくり育てる漁業」を推進するとともに、流通・加工体制を強化する。

第2節 地域経済社会の均衡ある発展

1. 広域経済圏の戦略的な育成等

(1) 地域活性化を進めるに当たっては、今後特に発展の見込まれる都市型産業の波及力を有効に活用することが重要であり、都市型産業の発展が期待できる中枢都市等を核とした広域経済圏を戦略的に育成する。このため、政策資源を効率的・重点的に投下する。関西広域圏、中京広域圏については、東京を核とする広域経済圏に並び得る広域経済圏として発展させるとともに、それに次ぐ広域経済圏の形成を支援する。広域経済圏を単位とする地域経済の活性化を通じて、「中枢都市等—その他地方都市—農山漁村」という国土全体の重層的発展を図る。

(2) 地域の活性化という観点から地域振興の主体としての地方公共団体の果たす役割は増大してきていることにかんがみ、国の地方公共団体に対する関与の在り方の見直しを着実に推進するとともに、地方公共団体の行財政基盤の強化を図る。このため、国・地方を通ずる行財政の簡素合理化及び地方分権の推進の観点に立って、地方公共団体の自主性・自律性の強化を図ることを基本に、国と地方の機能分担及び費用負担の在り方を引き続き見直す。また、高齢化、情報化、国際化の進展等に伴う多様な財政需要の増大に対応していく必要があり、地方財源の確保と安定のため、今後とも適切な措置を講ずる。さらに、広域経済圏内での行政運営を総合的、効率的に行うため、地方公共団体間及び国の関係地方支分部局との円滑な連携を図るとともに、国の地方支分部局の判断能力等の充実を一層推進する。

(3) 広域経済圏の活性化を図るため、圏域内部において高速交通網をはじめとする幹線交通網、日常生活の利便性の向上等に資する地域交通網を整備する。また、圏域の活動が全国的に展開できるよう圏域相互を結ぶ高速交通網の整備を図る。

一方、情報通信面では、高度で多様なサービスの提供を目的とする総合デジタル通信網（ISDN）の形成を目指し、通信網のデジタル化を全国的に促進する。また、CATV、高度で新たな映像メディア等の各種ニューメディアの普及を図り、これらを活用した各種情報・通信システムの構築を促進する。

(4) 地域における産業活動を支えるため、通信料金の低廉化を推進する。特に、遠距離通信料金の低廉化を図るため、日本電信電話株式会社と新規事業者との間の公正かつ有効な競争環境を整備し、競争を促進する。また、日本電信電話株式会社が新規事業者に対し有する大きな影響力をも考慮しつつ、電気通信事業法については、今後の技術進歩、競争の進展等市場環境の変化に応じて、より有効な競争が確保されるよう規制の見直しを含め適正な措置を講ずる。

また、国内航空については競争を促進するため、ダブル、トリプル・トラッキング化を一層推進するとともに、各種割引運賃の積極的導入等により実質的な運賃負担の軽減を図る。

これらの措置は、自由時間の増大に伴う国民生活の充実に資するものである。

(5) 国際化の流れに対応して、地域が東京を経由せずに直接世界と結びつく体制を形成する。このため、広域経済圏における空港・港湾の国際化、それに対するアクセスの改善等の基盤整備を進めるとともに、地域における国際交流を活発化させる。

2. 新たな地域産業政策への転換

(1) 経済のサービス化、国際化が進展する中で、工場誘致のみに依存した地域産業の振興は困難になりつつある。このため、今後の地域産業の振興に際しては、特に、地域に活動の本拠を有する地域内発型の都市型産業や中小企業等の地場産業の活性化を重点とする。また、ソフトウェア業等の地域展開を促進する。

(2) 広域経済圏において都市型産業を核とする産業構造を形成するため、中枢都市をはじめこれに準じた発展力を持つ都市等において研究開発機能や情報・人材などの高度な産業基盤の整備を重点的に進める。

研究開発はそれ自体が高度な雇用の場を提供する成長産業であると同時に、地域内発型企业等への技術移転を通じてその成長を支援する中核的な産業基盤でもある。このため、それぞれの地域が特色を持った研究開発機能の集積拠点を形成することが重要であり、地域主導型の研究開発拠点の形成を支援する。地域における研究開発機能を充実するため、国際的に通用する水準を持つ公的研究機関の充実等により研究基盤を高度化するとともに、民間研究機関等の立地促進策を推

進し研究機能の集積を高める。また、地域内発型企業の応用開発研究を推進し、地域の技術基盤を高度化するため、開放型試験施設等を充実する。

(3) 産業の高度化・構造変化に対応した地域活性化を図るため、地域に密着した人材育成に取り組む。このため高等教育の計画的整備と専門教育の充実、特に研究者及び高度の技術者の養成・再教育に資する大学院の充実を図るとともに、高等学校、専門学校等の職業教育の改善・充実、地域の人材育成機能の強化等を図る。また、情報化、国際化の進展に応じ、ソフトウェア関連等の人材に対する急速な需要拡大に対応して、職業訓練施設の整備とともに、大学、高等専門学校、専門学校等の活用を図る。さらに、内外の教育・研究機関の受入れを促進するとともに、大学の組織・運営の改革等の諸条件を整備し、地域における人材育成の拠点となる大学の活性化を図る。

(4) 広域経済圏の内部における様々な都市においてもそれぞれの集積に応じた都市型産業の発展が見込まれるとともに、都市以外でも各地域の特性に応じてイベント、リゾート、観光レクリエーション等の発展が見込まれ、これらの新たな需要に対応した地域産業政策面からの対応が必要である。

(5) 地域の産業振興においては、地域内発型の企業の活性化が重要であり、地域における企業家活動を通じて、企業の新分野への進出、高付加価値製品の開発等の革新を促す。このため、独創的な発想を企業化することを目的に、創業準備段階から場所・資金・人材や経営相談等のサービスを提供し、企業の独り立ちを促進することとし、出資等の面で公的支援を行う。また、既存企業の革新を推進するため、異業種交流を進めるとともに、中小企業の互いに異なる経営資源を組み合わせ、新製品の共同開発や新規サービス事業の創出を促す融合化を推進する。このため、交流の「場」の提供から、開発・事業化段階までのきめ細かな支援を行う。地域内発型の企業育成は構造不況地域においても不可欠である。特にいわゆる企業城下町においては、大企業の経営資源をいかすとともに、地域外との連携によって、地域の技術や資源を活用する。

(6) 農山漁村地域においては、交通・情報通信網等の整備により、広域・重層的な

地域経済圏の形成に対応し、計画的な産業導入を進めるとともに、地方都市との結びつきを強め、雇用基盤の充実を図る。また、地域農林水産業の発展を図りつつ、これと他産業との連携を強化する。

3. 魅力ある地域づくりのための方策

- (1) 快適な生活環境の整備、高次都市機能の集積等を通じた魅力ある都市づくりが、広域経済圏全体における豊かな生活の実現や地域振興のために重要であり、地方都市への人材定着にも資する。このため、都市を生産の場としてのみならず、生活の場、文化の拠点として、地域の特性をいかした魅力ある都市づくりを推進する。地方での生活を魅力あるものとするため、高速交通網の整備等による高次都市サービスの利用の円滑化、高度情報通信網の整備、放送の普及・充実等による東京との情報格差の解消を図るとともに、地域の情報受発信機能の向上により、地域間相互の交流を進める。
- (2) 地域の特色をいかした都市再開発の推進、都市基盤施設の充実等により居住条件の向上、都市機能の更新を図るとともに、水と緑の豊かな潤いのある都市空間の形成を推進する。特に、景観形成のための土地利用の誘導等により良好な街並みづくりに努める。また、高度の文化、芸術や多様なスポーツ活動に身近に親しめる環境づくりのほか、各種イベントの実施、商業活動の振興等により、都市内部での人的交流の場を確保する。
- (3) 農山漁村においては、その多面的な機能の発揮に留意しつつ、定住条件を整備し、地域社会の活力を維持・増進していくため、生産・雇用基盤を充実するとともに、立ち遅れている基礎的な生活環境を整備する。また、リゾート地域の整備や地域の特性をいかした産業振興等により地域の魅力を高め、都市との交流を促進する。

4. 「東京問題」への対応

- (1) 東京は、単に我が国経済の中心としてだけでなく、世界的な金融・情報センターとしての機能も分担している。このため、東京がこのような役割を十分に果たすことができるよう国際化に対応した交通・通信基盤、生活基盤等の整備を推進

する。特に、臨海部の埋立地の活用に当たっては、多様な機能の調和した総合的な利用に配慮しつつ、テレポート等の高度情報通信基地の整備とともに、職住が近接し快適な水辺環境を有した新たな市街地の形成を図る。また、金融・資本取引の自由化を推進することにより、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ条件を東京市場に整備し、東京の国際金融都市機能を充実する。

- (2) 東京圏においては、高次都市機能の一極集中と人口の再集中を背景として、生活環境の悪化、交通混雑、水需給の逼迫等の弊害が生じている。これらの諸問題へ対応するとともに、東京圏全体として、居住条件の改善、都市機能の向上等を図るため、都心部の整備を進めつつ、周辺部に複数の核と圏域を有する地域構造を構築する。このため、東京中心部においては副都心の整備等により多心型構造の形成を図る。また、周辺の地域においては複数の業務核都市を育成・整備することにより、これらを核とした圏域の中で、職住近接と良好な居住環境の確保を図る。

この場合、業務核都市間及び都心部との交流を円滑にし、相互の連携強化を図るため、道路・鉄道網の環状・放射状の整備、情報通信網の整備等を進める。

- (3) 東京圏一極集中により、種々の弊害に加え自然災害に対する脆弱性が高まっている。さらに、地域における文化の多様性が失われ、我が国経済社会全体の活力が低下することも懸念される。東京圏一極集中是正のためには、基本的には東京からの諸機能の思い切った分散が必要である。このため、その一環として、民間の施設の地方への移転を促進するとともに、国の機関等については、当面、政府方針に沿って東京都区部から移転すべき候補機関を早急に選定し、その移転を推進する。また、国の機関等の新たな東京都区部への立地については、その必要性を十分検討し、抑制する方向で対応する。さらに、より抜本的な観点から、長期的視点に立って幅広く国民的規模での議論を踏まえつつ、東京に現存する行政機能の一括移転について検討を進める。